

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示案の御意見に対する考え方

平成20年12月5日(金)から平成21年1月5日(月)にかけて、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示案に対するパブリックコメントを実施しましたところ、以下のとおり御意見が寄せられましたので、御意見の概要及びそれに対する考え方をお知らせします。

1 意見募集方法の概要

(1)意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口(e-gov)並びに環境省ホームページに掲載

(2)意見提出期間

平成20年12月5日(金)～平成21年1月5日(月)

(3)意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール

2 提出意見総数

意見提出者数 3名

意見総数 7件

3 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

下記のとおり

1. 改正の概要

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
液晶パネルガラスのうち、一定量の砒素を含有するものについては、その適正な処分方法を明確にすべきである。当該液晶パネルガラスについては、これを「ガラスくず」ではなく例えば「鉱さい」と見なすこととして、特定有害産業廃棄物(砒素又はその化合物)として取り扱うべきである。 同様に、蛍光管についても溶出試験に供すれば溶出基準を超えることから、特定有害産業廃棄物(水銀又はその化合物)として取り扱うべきである。	2	本案については、特定家庭用機器廃棄物の再生又は処分の方法を示したものであります。御指摘いただいた内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
溶出試験により基準を超える有害物溶出のある廃棄物について、これが産業廃棄物であれば特定有害産業廃棄物として特別管理産業廃棄物として扱われるところ、一般廃棄物についてはその多くが特別管理一般廃棄物とはされないのが現状であるところから、この機会に見直すべきである。	1	本案については、特定家庭用機器廃棄物の再生又は処分の方法を示したものであります。御指摘いただいた内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
パネルガラスに含まれる砒素については現時点では技術的にも回収が困難と考えられ、環境審議会専門委員会の取りまとめ案においても「精錬工程等におけるパネル中の砒素の回収又は固定化等の安定化について、検討すべき」とされている。 提案されている改正内容では、処理基準として「回収」だけとなっているが、「固定化等の安定化」についても可能となるような改正内容にすべき。	1	本案は、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会において取りまとめられた「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について」を踏まえ作成しておりますが、その趣旨がより明確になるよう修正させていただきます。
パネルガラスに含まれる砒素及びその化合物並びに蛍光管に含まれる水銀及びその化合物それぞれの具体的な処理方法を示されたい。水銀についてはガス状のものだけでなくガラス内面に付着したものも考えられるが、後者も処理基準の対象となる場合はその処理方法も示されたい。 また、それらの処理方法が処理基準を満足しているか否かを判断する際の判断基準についても示されたい。	1	御指摘も踏まえ、砒素又はその化合物を含む液晶パネル(パネルガラス)並びに水銀又はその化合物を含む蛍光管それぞれの具体的な処理方法について、今般の告示改正において記述することとしております。なお、水銀についてはガス状、ガラス内面に付着したものを問わず本告示の対象とすることとしております。
当該処理基準は、液晶テレビについての基準であり、液晶テレビ以外の水銀を含む蛍光管を処理している処理業者に対しては、当該処理基準の適用はされないと解することができるが、これら水銀を含む蛍光管を扱う処理業者との整合性をとるべきである。	1	本案については、特定家庭用機器廃棄物の再生又は処分の方法を示したものであります。御指摘いただいた内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。

2. 適用期日

新規に追加される品目については、現在は主に各市町村において粗大ゴミとして回収し、各市町村により処分が行われている。 各市町村での追加品目の回収を中止する場合は、各市町村の条例改正、住民への普及啓発等の措置のため、相当の期間が必要である。 4月1日から当該処理基準が適用されると、市町村によっては、これら品目の粗大ゴミとしての回収を中止するまでの間、市町村によって回収したものの処分が処理基準に適合しなくなることも考えられる。 このため、過去にも法施行時及び冷凍庫の追加時にも処理基準の経過措置がとられたことから、今回も経過措置について検討されたい。	1	今般の告示改正においても、経過措置を設けることとしております。
---	---	---------------------------------